

第 5 編
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第 5 編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的等……………5-1

第 2 節 推進地域等及び被害状況の想定等……………5-1

第 2 章 関係者との連携協力の確保

第 1 節 資機材、人員等の配備手配……………5-3

第 2 節 他機関に対する応援要請……………5-4

第 3 節 帰宅困難者への対応……………5-4

第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第 1 節 津波からの防護……………5-5

第 2 節 津波に関する情報の伝達等……………5-5

第 3 節 避難指示等の発令基準……………5-5

第 4 節 避難対策等……………5-11

第 5 節 消防機関等の活動……………5-15

第 6 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係……………5-16

第 7 節 交通……………5-17

第 8 節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策……………5-18

第 9 節 迅速な救助……………5-19

第 4 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備……………5-21

第 5 章 防災訓練の実施

第 1 節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施……………5-23

第 2 節 学校における津波防災訓練等の実施……………5-23

第 6 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第 1 節 地域防災力の向上……………5-24

第 7 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第 1 節 南海トラフ地震臨時情報について……………5-26

第1章 総則

第1節 計画の目的等

1.推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2.防災機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関して、市域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者(以下、防災機関)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部 第2章 第2節に記載のとおりとする。

第2節 推進地域等及び被害状況の想定等

1.推進地域の指定

本市をはじめ県内の全市町が法第3条の規定に基づき、推進地域に指定されている。

なお、「津波により 30cm以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域」として、法第 10 条の規定に基づく「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には指定されていない。

2.被害状況の想定

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想定されている。科学的に想定し得る最大クラスのもので発生した場合、本市では震度7、三重県内全域でも震度6強から7の揺れとなると予想されている。

その大きな特徴として①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があることが挙げられ、その被害は超広域かつ甚大となり、これまでの地震とは全く様相が異なると考えられる。

3.海拔ゼロメートル地帯対策

海拔ゼロメートル地帯は、地震による強震動により液状化現象が起きやすく、その後、堤防の沈降による浸水の発生、また、高潮や洪水による堤防の決壊等での浸水の発生などで長期間にわたり浸水が継続するおそれがある。このような地域の特殊事情を踏まえた「避難体制の

構築」「避難路、避難場所等の整備」「耐震化」「液状化対策」などの地域ならではの防災・減災対策を推進する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材を確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄計画を作成しておくものとする。

また、市は県に対し、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

市は県に対し、人員の配備状況を速やかに報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

4. 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等

物資等の調達手配及び人員の配置において、緊急時応急対策を実施するために広域的応援措置が必要なものについては、以下のとおりとする。

(1) 必要となる人員のめやす

- 1) 倒壊建物、土砂災害等の現場における救助・救出活動要員
- 2) 火災発生時における消火活動要員
- 3) 医師・看護師・薬剤師等救命医療活動実施のために必要な要員
- 4) 歯科医師、葬祭業者等遺体処理対策実施のための要員
- 5) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施のための要員
- 6) 避難行動要支援者のための要員
- 7) 保健師、カウンセラー、等保健衛生対策実施のための要員

(2) 必要となる物資・資機材等のめやす

- 1) 倒壊建物、土砂災害等の現場における救助・救出活動用重機類その他資機材
- 2) 火災発生時における消火活動のために必要となる資機材、薬剤等
- 3) 医薬品、医療用資器材、輸血製剤
- 4) 遺体処理対策実施のための資機材
- 5) 介助用品、車椅子等要配慮者支援のための資機材
- 6) 保健衛生対策実施のための資機材

- 7) 応急活動用車両用ガソリン等燃料
- 8) 衛星携帯電話等応急活動用通信機材

第2節 他機関に対する応援要請

1. 自衛隊の災害派遣要請

市は、必要がある時は、県に対し自衛隊災害派遣要請を要求する。詳細は、第3部 第7章 第1節の定めるところによる。

2. 海上保安庁に対する災害派遣要請

市は、必要がある時は、県に対し海上保安庁への応急措置の実施を要請する。詳細は、第3部 第7章 第2節に定めるところによる。

3. 応援協定の運用

市は、必要がある時は、他の市町村等と締結している応援協定に従い応援を要請する。詳細は、第3部 第7章 第4節に定めるところによる。

第3節 帰宅困難者への対応

市は、観光客等の帰宅困難者が発生する可能性がある事業者や観光施設、交通機関等と連携・協力して、観光拠点における広報活動や避難場所の確保・正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討する。

また各事業所において、帰宅困難者の一斉帰宅の抑制や一定期間施設内に留めるための避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、事業者等による避難誘導體制を検討する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 に関する事項

第1節 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は安全を確認の上、直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。市又は堤防、水門等の管理者は、次の事項に基づき、各種整備等を行うものとする。

- ・堤防、水門等の点検方針・計画
- ・堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備
- ・水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- ・津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備方針及び計画
- ・防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項は以下のとおりとする。

- ・津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- ・船舶に対する津波警報等の伝達
- ・船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- ・管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- ・通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3節 避難指示等の発令基準

1. 情報、発表基準等

(1) 種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地

震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

1) 大津波警報・津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻[※]や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ※ 発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ※ 発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

4) 津波予報区

	予報区	解 説
三重県	伊勢・三河湾	伊勢市以南を除く
	三重県南部	伊勢市以南に限る

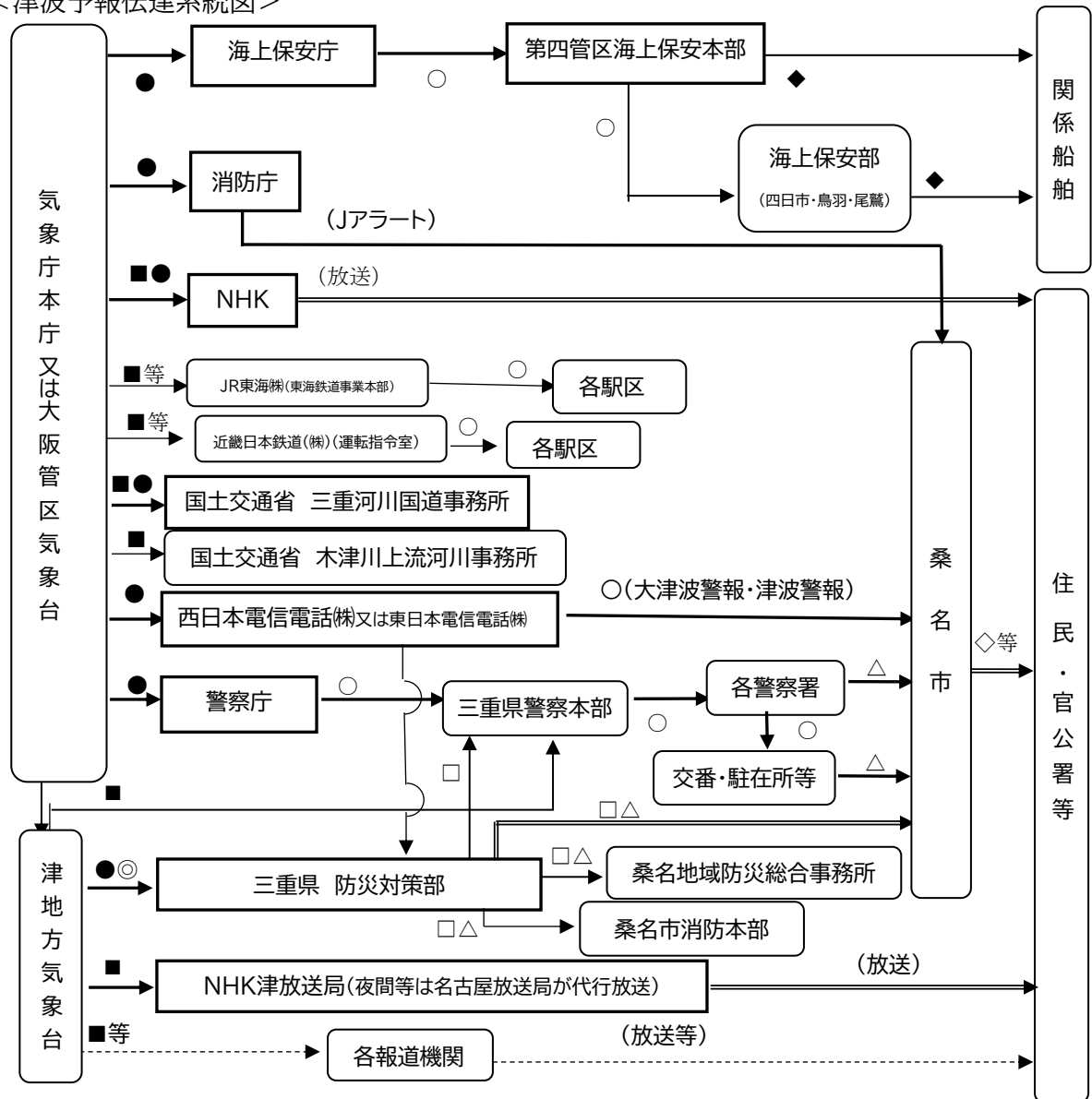
2. 情報の収集及び伝達

(1) 情報収集の方法

津波警報・注意報等の津波予報伝達系統図によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。本市及び防災関係機関は、地震を感じたときは、直ちに、テレビ、ラジオからの情報に注意し、的確な情報収集に努める。本部長は、強い地震により、堤防、護岸等の損壊のおそれのあるときは、津波災害の発生がないことを確認した後に職員を派遣し、防潮堤、護岸等の巡回調査を実施する。

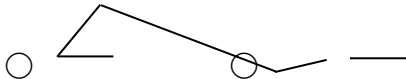
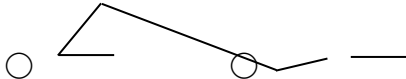
(2) 情報伝達の方法

<津波予報伝達系統図>

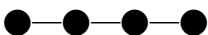
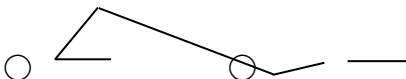
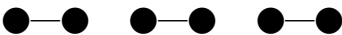
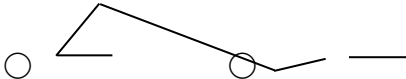


※ 記号については、第4編(4-31)を参照

津波警報等をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおりである。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約 10 秒) (約2秒) 
津波注意報及び 津波警報解除標 識	(1点2個と2点との斑打) 	(約 10 秒) (約1分) (約3秒) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒) (短声連点) 
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

3.津波に関する自衛措置

気象庁の津波予報は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、もしくは津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるときに遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域においては、強い地震(震度4程度以上)もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、又は津波警報を覚知した場合には、本部長は避難指示を行うほか次の措置をとる。

- ・本部長は、海浜にある者、海岸付近の市民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
- ・市は、NHK等放送機関の放送を聴取するよう努める。
- ・市は、避難行動要支援者に配慮しつつ、対象者に漏れのない伝達に努める。
- ・本部長は、海浜にある者、海岸付近の市民及び津波浸水予測図により津波による著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域の市民等に海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

- ・なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が連絡された場合にも同様の措置をとる。

4.津波及び地震に関する情報の伝達

収集した情報の市民への伝達に関しては、防災行政無線の普及を促進するとともに、ケーブルテレビや携帯電話等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、避難行動要支援者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制の構築を進める。

第4節 避難対策等

1.避難行動の普及

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、津波浸水予想図の作成及び避難誘導標識等の整備の推進を図り、地域住民に対して津波危険予想地域の周知を行う。

(1)一般市民に対する内容

- ・強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ・地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難する。
- ・津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

(2)船舶に対する内容

- ・強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに港外(水深の深い海域)に退避する。
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ・地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、ただちに港外に退避する。
- ・港外に退避できない小型船は、ただちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

(3)ハザードマップ等による避難場所等の周知啓発

県の津波浸水予測図に基づき避難場所・避難路等を示したハザードマップの作成、三重県避難誘導標識設置指針に基づく避難場所・避難路を示した案内板の設置など、平常時から市民や観光客等への周知に努める。

(4)避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者を適切に避難誘導するための体制整備、津波防災訓練の実施に努める。

2.避難誘導

(1) 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- 1)要避難対象地域
- 2)避難先
- 3)避難理由
- 4)避難経路
- 5)避難時の注意事項等

(2) 避難の周知徹底

本部長及び防災関係機関は、避難のため立ち退きを勧告、指示したとき、高齢者等避難を発表したとき又はその指示等を承知したときは、その地域の居住者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとし、その実施にあたっては、災害時要配慮者に十分配慮するよう努める。

1)関係機関相互の通知及び連絡

本部長等は、高齢者等避難を発表し、避難のための立ち退きの指示等を承知したときは、防災関係機関に通知又は連絡する。

2) 市民等に対する周知

ア 事前処理

本市及び防災関係機関は、避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所及び避難経路等をあらかじめ市民に周知徹底させておく。

イ 指示等の周知徹底

本部長は、高齢者等避難を発表したとき、避難指示を発表したとき又はその通知を受けたときは、防災関係機関と協力して以下の手段その他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ・同報系無線による周知
- ・広報車による周知
- ・エリアメール等の活用による周知
- ・放送等による周知
- ・避難行動要支援者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供

3.避難所の開設及び運営

本部長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、必要に応じて避難所を開設し、市民等を一時的に収容し保護する。

なお、被災地域が広範囲で甚大な被害となり、市内に避難所を設置することが困難と判断される場合は、知事等と協議し、隣接市町等に収容を要請するか、あるいは隣接市町等の建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(1) 津波発生時の指定避難所及び指定緊急避難場所

津波浸水の危険性を考慮し、津波発生時に避難誘導する指定避難所及び指定緊急避難場所は、資料編「5-7 指定緊急避難場所一覧」「5-9 指定避難所一覧」に示した施設とする。

(2) 避難者

住居が全壊(全焼)、流失、半壊(半焼)、床上浸水等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要があるものに対して行う。

(3) 開設方法

1) 津波警報・大津波警報が発表された場合

ア 勤務時間内

浸水想定区域内の避難所については、職員等が緊急避難場所としての機能を確保し、そのうえで浸水想定区域外へ退避する。浸水想定区域外の避難所については、避難所担当職員が避難所として開設する。

イ 勤務時間外

浸水想定区域内の避難所について、震度5強以上の場合は地震自動解錠ボックス内の鍵を使用するなどして、避難者が緊急避難場所として利用する。浸水想定区域外の避難所については、地震自動解錠ボックス内の鍵を使用するなどして、避難者もしくは避難所担当職員が避難所を開設する。

2) それ以外の場合

災害対策本部長又は地震災害警戒本部長の指示により、避難所担当職員は必要な避難所の開設を行う。

3) 福祉避難所の開設

避難行動要支援者の避難状況により、必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難行動要支援者などの避難にあたっては、福祉避難所に誘導し、習慣・宗教の違いや女性の視点にも留意しつつ、適切な環境での避難生活を送れるようにする。

(4) 設置方法

前号の収容者を避難所開設予定場所に収容するが、緊急に避難することを要する場合には、地域の実情に応じた近隣の適当な施設、空き地等に避難させる。さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。本市における災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置できないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に市民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。本部長が避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。市民が本部長の指示に基づかず親せき、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

(5) 収容及び設置状況の報告及び諸帳簿

1) 設置報告及び収容状況報告

前号の避難所を設置したときは、直ちに開設状況について知事に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員(避難所別)
- ウ 開設期間の見込み

2) 整備保存すべき諸帳簿

避難所・教育チームリーダーは、責任者を派遣(駐在)して避難所の管理運営と収容者の保護をさせるとともに、収容日誌等を作成させ、また下記の事項について記録させる。

- ・避難所収容者
- ・避難所用物品の受払い
- ・避難所開設用施設及び器物の借上げ状況
- ・その他関連事項

(6) 運営管理

本部長は、避難所の運営にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ・避難所における情報の伝達、食料の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対して協力を求める。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めることとする。
- ・避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプ

ライバシーの確保にも配慮することとする。

- ・被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて医療救護所等を設ける。

- ・避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉避難所等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の貸与等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

- ・被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(7) 開設の期間

災害救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめることとする。帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により、安全が確認され次第早期の帰宅を促す。

(8) 避難行動要支援者への対応

市は避難所で生活する災害時要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。市は自主防災組織、ボランティア、民生委員等に対し、避難所で生活する災害時要配慮者への支援ニーズ把握の協力を依頼し、必要な措置を関係機関に要請する。また、保健師、管理栄養士等による支援活動を行う。

第5節 消防機関等の活動

市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ・津波からの避難誘導
- ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

上に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

また、水防管理団体等は、地震が発生した場合に、次のとおり措置をとるものとする。

- ・所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

- ・水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ・水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1.水道

水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じる。

- (1) 管路の耐震化
- (2) 災害時活動マニュアルの整備、及びそれに基づく各種訓練の実施

2.電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じる。

- (1) 電気火災や感電の防止等災害発生時の電気安全の確保についての広報の実施
- (2) 災害の未然防止と早期復旧、送電を図るための防災体制の整備、病院・防災拠点施設等重要施設の復旧についての計画策定の実施

3.ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じる。

- (1) 一般家庭・企業(事業所)等に対する、地震発生時に取るべき安全措置の重要性についての普及・啓発
- (2) 地域団体等と連携した避難所のガス器具等の使用訓練
- (3) 感震遮断機能を備えたマイコンメーターの各家庭への設置

4. 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じる。

- (1) 主要な伝送路の多ルート化
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの整備

5.放送

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。このため、各放送事業者は、次の措置を講ずるよう努める。

- (1) 津波警報等の正確かつ迅速な報道
- (2) 被害に関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供
- (3) 聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用

第7節 交通

1.道路

県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を定め、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとし、国、県、市等道路管理者は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長に連絡し交通制限、迂回等の応急対策を講ずるものとする。

規制により通行を制限したときは、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、広報車による広報や報道機関を通じて速やかに市民等に周知徹底を図るものとする。

2.海上

四日市海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずるものとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努めるものとする。

また港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合は、必要に応じて漁船及び水産施設等の関係者へ連絡するとともに応急措置を講じる。

(1) 予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ時間的に余裕のある場合は、次のとるべき措置を実施する。

- ・停泊中の大型・中型船舶は港外に避難させる。
- ・避難できない船舶については、係留ロープの補強など係留強化対策を実施する。
- ・港外の大型・中型船舶に対して、入港の差し控えを求める。

(2) 津波が到達するまでに時間がないと予想される場合は、次のとるべき措置を実施する。

- ・船は放置して避難させる。
- ・港外の大型・中型船舶に対して、入港の差し控えを求める。

3.鉄道

鉄道事業者等は、地震発生時には、運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。特に走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止及び旅客の避難誘導、その他必要な措置を講ずるものとする。

また、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1.不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ・津波警報等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ・病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ・学校、職業訓練校、研修所等にあつては、当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置及び当該学校等に保護を必要とする児童等がいる場合(特別支援学校等)、これらの者に対する保護の措置
- ・社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2.災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3.工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

1.消防機関等による救助、救急活動実施体制の整備

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

2.受援体制、連携体制の整備

(1) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備については、以下の事項を重点的に行う

1) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2) 「桑名市緊急消防援助隊等受援・応援計画」の作成及び習熟

(2) 自衛隊・警察・消防等実働部隊との連携体制の整備

市単独では対応しきれない災害が発生した場合は、被災地への経路の確保を含む救助活動に関し、他市町村や防災関係機関等に応援を要請することになり、市は要請と同時に応援部隊等の受入れ及び連携体制を確立する必要がある。

このため、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE 国土交通省)、その他の広域支援・救助部隊等の受

入れに必要な人員体制、災害情報の提供体制、活動期間中の生活支援体制等の受援体制をあらかじめ整備し、桑名市災害時受援計画でこれを定める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1.施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮し、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な整備を推進する。

具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

2.市の施設の耐震化

市は、庁舎、防災拠点施設、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

特に、学校の多くが避難所に指定されていることから、旧耐震基準(昭和56年以前の建築)の校舎を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

3.一般建築物の耐震化

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の市民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、市有建築物と同様に耐震性の確保に努める。

また、建築物の耐震化を進めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修等について相談に応じ、市民との情報共有化、専門家との協働による市民への働きかけ、耐震診断・改修の促進・支援、耐震性を確保するための指導等を行う。

さらに、桑名市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱に基づき、木造住宅の耐震補強工事を実施する者に対して補助金を交付し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図る。

4.避難場所、避難経路の整備

市は、南海トラフ地震の津波にも対応できる避難場所や避難経路について、津波浸水予測図や津波到達予想時間、市の現状の津波避難対策等から、整備の必要がある箇所を調査し、津波避難ビルの指定、津波避難施設の整備、及び津波避難路・避難経路の整備を計画的に推進するものとする。

5.土砂災害防止施設

国、県及び市は、地震による土砂災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策、治山対策等の事業を計画的に推進するものとする。

6.津波防護施設

国、県及び市は、管理する海岸及び河川において、津波の被害を最小限に抑えるため、堤防や護岸等の整備を計画的に推進するものとする。

7.避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、常備消防及び消防団施設を計画的に整備するものとし、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行うものとする。

8.通信施設の整備

市は、地震発生時の的確な情報伝達に資するため、防災行政無線設備の適正な維持管理に努めものとする。

第5章 防災訓練の実施

第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ・初動体制の確立等市災対本部運営訓練
- ・避難行動要支援者、帰宅困難者等に対する避難誘導訓練
- ・津波警報等の情報収集、伝達訓練
- ・災害発生状況、高齢者等避難・避難指示の伝達及び各避難場所等に関する情報の伝達訓練等

上記の防災訓練は、年1回以上実施するよう努めるものとする。

第2節 学校における津波防災訓練等の実施

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1節 地域防災力の向上

1.市職員に対する教育

市は、職員に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は次のとおりとする。

- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2.地域住民等に対する教育

市は、地域住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、事業者単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震・津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合にお

ける出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における要避難対象地域(土砂災害危険箇所等)に関する知識
- ・各地域における避難所、避難場所及び避難経路に関する知識
- ・避難生活に関する知識
- ・地域住民等自らが実施しうる、1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3.児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- ・過去の地震及び津波災害の実態
- ・津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ・地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- ・緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

4.防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市、県が実施する研修に参加するよう努める。市、県は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に努めるものとする。

5.相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第7章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

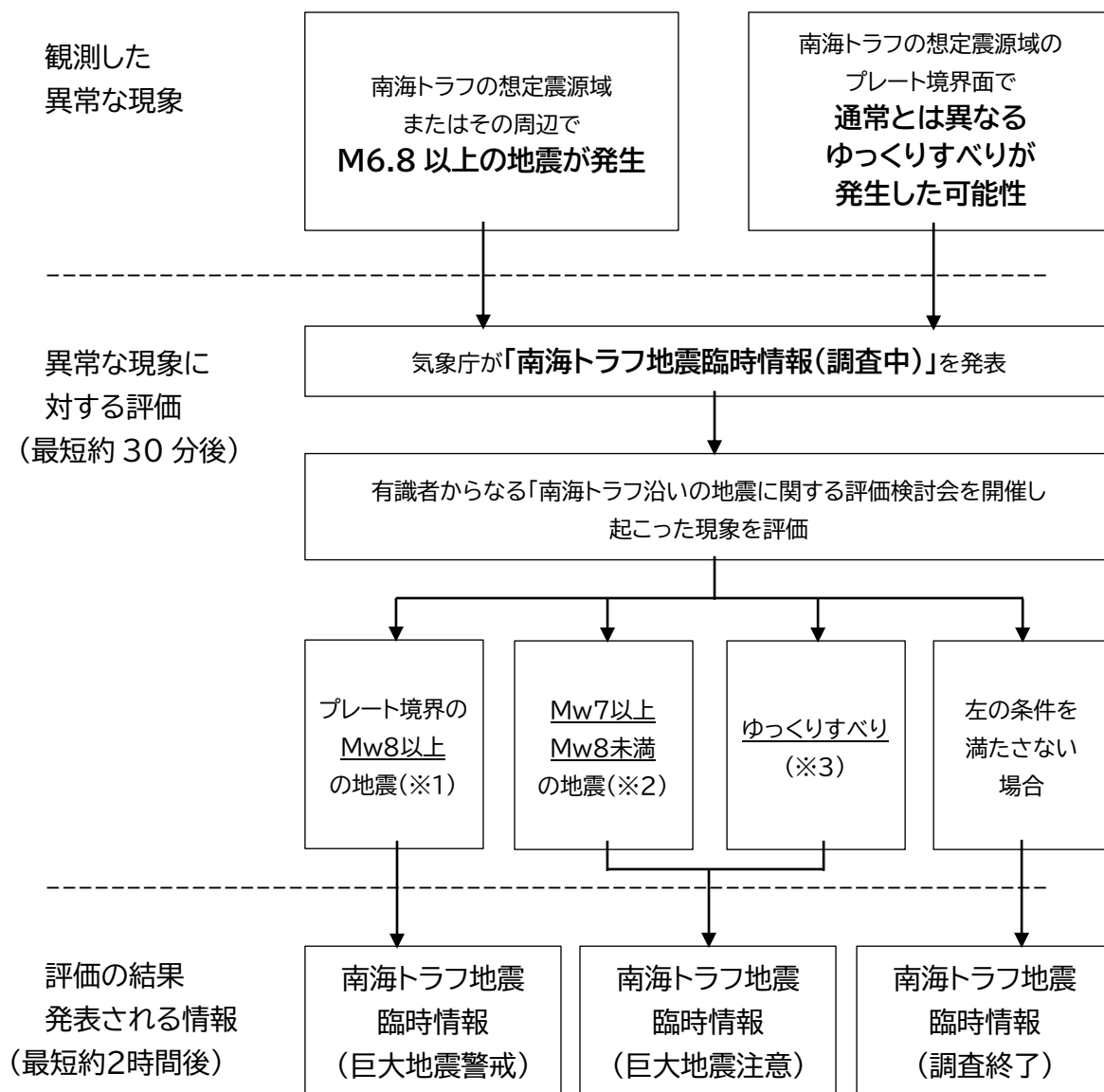
第1節 南海トラフ地震臨時情報について

1. 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の4段階に分かれる。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(注1)でマグニチュード 6.8 以上 の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2. 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でMw7.0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態から明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第2節 防災対応の検討にあたっての基本事項

1. 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

	プレート境界の M8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間			
2 週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

(三重県地域防災計画から抜粋)

2. 事前避難対象地域の設定

国のガイドラインでは、「津波に対する避難の検討は 30 cm以上の浸水が 30 分以内に到達する地域が基本としつつ、地域の状況に応じて後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域」を事前避難対象地域とするとしている。

本市においては、南海トラフ地震による津波が到達するまでには 90 分程度の時間的猶予はあるものの、広大な海拔ゼロメートル地帯を有する地勢から、地震動により堤防や水門等の海岸、河川構造物が破壊等した場合、津波の到達前から浸水が始まると想定されており、国がガイドラインで示す、30 cm以上の浸水が 30 分以内に到達すると想定される地域を広く有している。また、長島町については、ほぼ全域が海拔ゼロメートルであり、域外の高台に避難するためには必ず橋を渡る必要があるという特殊事情を考慮する必要がある。

これら本市における防災対策上の課題を考慮し、30 cm以上の浸水が 30 分以内に到達すると想定される地域および、長島町全域を事前避難対象地域に設定する。

【桑名市の事前避難対象地域】

30 cm以上の浸水が 30 分以内に到達すると想定される地域を住民事前避難対象地域とする。しかし長島地区は全域とする。

地区名	自治会名
深谷	今島町
城南	小貝須・小貝須浜・立田町・太平町・大貝須・南福江・城南萱町・福地・福岡町
多度東	大鳥居・南之郷
長島町	全自治会

また、移動速度等の特性から「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本としているが、避難における「要配慮者」は年齢や障害の程度で一概に区別できるものではなく、市として避難の要否を判断することは困難であることから、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に分けることなく、「高齢者等事前避難対象地域」は設定しないものとする。

・住民事前避難対象地域……事前避難対象地域のうち、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域

・高齢者等事前避難対象地域…事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

第3節 防災対応

1. 公立小・中学校および公共施設等の対応

後発地震に備えるとともに、事前避難対象地域にお住まいの方の避難に対応するため、1週間、下記の対応をとるとともに、後発地震の発生に備えて、市有施設の安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認を行うこととする。

【南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時】

施設等	対応方針
公立小・中学校・幼稚園	臨時休校(園)
保育所(園)	津波浸水想定区域内の保育所は臨時休所(園)
学童クラブ	津波浸水想定区域内の学童クラブは臨時休館
公共施設	避難所に指定されている公共施設及び津波浸水想定区域内の公共施設(市役所本庁舎を除く)は臨時休館、その他の施設についても可能な限り臨時休館
各種イベント	中止又は延期
コミュニティバス	運行を中止し、災害時応援協定に基づき事前避難対象地域の移動手段を持たない避難行動要支援者を高台の避難所へ移送

【南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時】

自主避難希望者に対応するため、必要に応じてまちづくり拠点施設(9カ所)を臨時休館とし、自主避難の際の避難所として対応する。

また、市有施設の安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認を行い、後発地震の発生に備える。

2. 指定避難所について

後発地震に備え、指定避難所のうち、津波浸水想定区域内(施設が浸水しなくても周辺が浸水する指定避難所を含む)を除いた施設を避難所として利用する。

【南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、事前避難対象地域の住民に対して避難指示を発令する。避難所は、原則、災害時広域避難計画に基づいて開設する。

【南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくように呼びかけを行う。

しかしながら、自主避難を行う全ての市民が親類宅等に避難できるわけではないので、必要に応じてまちづくり拠点施設を避難所として開設する。

3.「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針の策定

具体的な対応方針等については、別途、策定する『「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針』によるものとする。